

産学MONOづくり支援事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 産学MONOづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、大学等がより積極的に企業ニーズの掘り起こしや大学等の持つシーズを周知する場を創出するとともに、ものづくり企業にとっての産学連携の入口とすることで、企業と大学等との共同研究を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する者をいう。
- (2) 高等教育機関等 大学、高等専門学校又は国立研究開発法人産業技術総合研究所グループ等をいう。

（補助対象者）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に定める全ての要件に該当する者とする。

- (1) 嶺北圏内に所在する高等教育機関等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第

2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

（補助対象事業）

第 5 条 補助対象事業は、高等教育機関等が福井市内に所在する中小企業者を対象に行う、自ら研究し、又は開発した機器・技術の体験会、出張相談会、公開講座及びコーディネーターによるヒアリング等とする。ただし、次に掲げる事業に該当するものは除く。

- (1) 新たな産学連携の取組の創出を目的としない事業
- (2) 本市が開催費用等について負担している事業
- (3) その他市長が不適当と認める事業

（補助金の交付）

第 6 条 市長は、第 2 条の目的を達成するため、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費であって、別表第 1 に定める経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象事業の内容、補助の限度額、補助率及び補助期間は別表第 1 に定めるとおりとする。

（交付の申請等）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前までに、産学 M O N O づくり支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 市税の全税目に係る納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により交付申請書が提出されたときは、申請の内容が第2条に規定する目的に適合し、かつ、補助対象事業の内容が適正であって妥当であるかを審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、産学M O N Oづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業の計画を変更しようとするときは、産学M O N Oづくり支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第3号）に当該変更を証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合において、その変更の内容を審査し、適当と認めたときは、産学M O N Oづくり支援事業補助金計画変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（中止又は廃止）

第 9 条 交付決定事業者は、交付決定後の事情の変化により、当該者が実施する補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、産学 M O N O づくり支援事業補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）に当該中止し、又は廃止しようとすることを証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 1 0 条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了した日から起算して 3 0 日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日（当該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）のいずれか早い日までに、産学 M O N O づくり支援事業補助金実績報告書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績概要書

(2) 収支決算書

(3) 見積書、納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 1 条 市長は、交付決定事業者から前条に規定する実績報告書が提出された場合、その内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費から受講料その他反対給付等を控除した額又は交付決定の額のいずれか低い額とするものとする。

3 市長は、補助金の額を確定したときは、産学 M O N O づくり支

援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、産学MONOづくり支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) この要綱の規定に反したとき。

(5) 補助事業の目的に反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 交付決定事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）の例により、延滞金を納付しなければならない。

（事業状況の報告）

第15条 市長は、交付決定事業者に対し必要に応じ、補助対象事業の補助期間終了後の状況について、産学MONOづくり支援事業補助金事業状況報告書（様式第9号）による報告を求めることができる。

（報告の徴収）

第16条 市長は、必要に応じて、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

（補助対象事業の経理等）

第17条 交付決定事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助金が交付された日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに認定を受けた補助対象事業については、同日後も

なおその効力を有する。

別表第 1（第 6 条関係）

補 助 対 象 事 業 の 内 容	福井市内の中小企業者を対象として行う機器・技術 体験会、出張相談会、公開講座及びコーディネータ ーによるヒアリング等
補 助 対 象 経 費	会場賃借料、会場装飾費、梱包運搬費、旅費、広告 宣伝費、外注費、印刷製本費
補 助 の 限 度 額	3 0 万 円
補 助 率	定 額
補 助 期 間	交付決定の日から同日が属する年度の 2 月末日（当 該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でな い日）まで